

令和4年4月7日

各小・中・高等学校長 殿

教育委員会学校教育課長
学校ICT推進センター所長

新型コロナウイルス感染症等による出席停止等に係る児童生徒の
学習の機会の確保について（依頼）

新型コロナウイルス感染症等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係が継続されるよう留意してください。一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、下記を参考に、各学校の実態に応じて学びを止めないようにする取組をお願いします。

なお、自宅での待機・療養期間が終了した後は、指導計画等を踏まえた教師による評価を行い、必要に応じて補充指導の時間を確保するなどの対応をお願いします。

記

【対応例1】 児童生徒（複数の場合を含む）が登校できない場合

- (1) 当該児童生徒にICT端末を持ち帰らせ、担任等が通常の授業をオンラインで配信する。
- (2) Teamsまたはロイロノートを活用して学習課題を配信し、自宅に取り組みせる。
- (3) 印刷した学習課題を保護者に学校に取りに来てもらい、自宅に取り組みせる。

【対応例2】 学級閉鎖の場合（児童生徒が全員登校しない場合）

- (1) 児童生徒にICT端末を持ち帰らせ、担任等がTeamsを利用して同時双方向型のオンライン授業を行う。
※ (2)、(3)は、【対応例1】に同じ。

【対応例3】 担任教諭等・児童生徒が感染または自宅待機等で勤務・登校できない場合

- (1) 一学年に複数学級がある場合
他の学級の授業を該当学級のデジタルテレビに配信したり、児童生徒に持ち帰らせたICT端末に配信したりする。
- (2) 一学年が単学級の場合
専科・他教科等の教員が授業を行う。また、登校できない児童生徒へはICT端末を持ち帰らせ、授業をオンラインで配信する。

【その他の留意事項】

- (1) ICT端末の持ち帰りや、Wi-Fi環境のない家庭へのSIMカード付きモバイルルータ等の貸出等は、日頃から積極的に行うこと。
- (2) 一定期間児童生徒が登校できない場合は、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保するなど、児童生徒とコミュニケーションを絶やさないようにすること。
- (3) 課題を配布したり配信したりする際には、児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるようにすること。
- (4) 緊急時におけるICT活用法については、Teamsの「鹿児島GIGAスクールフォーラム」チーム内の「12_緊急時におけるICT活用」の項に、これまで使用した資料が保存されているので参考にすること。